水素又は石炭が前条第一項各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭に該当すること及び当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一　当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が移出する当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が継続して移入される場所で、当該採取者が、政令で定めるところにより、当該移出をする採取場（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

2　前条第七項の場合において、同条第一項各号に定める場所が同条第七項に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭を継続して移入する場所であり、かつ、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、前条第七項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

3　第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

4　税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は石油石炭税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5　第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条中「前条第三項」を「第十条第三項」に、「同条第四項」を「、同条第四項」に、「掲げる」を「定める」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「はり付け」を「貼付け」に、「最初に到来する」を「の各課税期間（」に改め、「期間」の下に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三項中「同項の期間内」を「課税期間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、既に当該表示をしている預貯金通帳等については、この限りでない。

第十二条第四項中「同項の期間内」を「課税期間内」に、「当該期間の」を「当該課税期間の」に、「当該期間内」を「当該課税期間内」に改め、同条第五項中「同項に規定する期間」を「課税期間ごとに、当該課税期間」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る預貯金通帳等につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

別表第二地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

別表第三の文書名の欄中「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に、「第十七号並びに第十八号」を「第十八号並びに第十九号（業務の範囲）」に、「（業務の範囲）に掲げる業務」を「の業務」に改め、「同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロ及びハに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、」を削り、「の業務並びに同法附則第八条の二第一項」を「、第八条の二第一項」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第十一条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項中「延滞税の額の計算」を「延滞税」に改め、同条第三項中「（延滞税の属する税目）」を「、第六十一条第二項（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六十一条第二項中「前項の規定にかかわらず、前条第二項に規定する期間から次に掲げる期間（特定修正申告書の提出又は特定更正により納付すべき国税その他の政令で定める国税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「利子税の額の計算の基礎となる期間から当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第六十四条第一項（利子税）の提出期限前である場合には、当該提出期限）の翌日から法定申告期限までの期間」と読み替えるものとする。

第七十四条の二第一項中「又はその」を「若しくは輸出物品（同法第八条第一項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）に規定する物品をいう。第四号イにおいて同じ。）又はこれらの」に改め、同項第一号イ中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同号ロ中「支払調書」の下に「及び支払通知書」を加え、同項第四号イ中「引き取る者」の下に「又は輸出物品を消費税法第八条第一項に規定する方法により購入したと認められる者」を加える。

第百五条第一項ただし書中「差し押さえた財産」の下に「（国税徴収法第八十九条の二第四項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する特定参加差押不動産を含む。）」を加え、同条第四項中「及び第四十四条（徴収の所轄庁）」を「（国税の徴収の所轄庁）及び第四十四条（更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例）」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第十二条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「参加差押」を「参加差押え」に、「参加差押を」を「参加差押えを」に改め、同条第三項中「参加差押」を「参加差押え」に改め、同条第四項中「差押の通知」に、「参加差押」を「参加差押え」に改める。

第八十七条第一項中「掲げる時」を「定める時」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第二項中「差し押さえた自動車等の占有」を「自動車、建設機械又は小型船舶の差押え」に改め、「また」を削り、同条第三項中「参加差押」を「参加差押え」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第八十八条の見出し及び同条第一項中「参加差押」を「参加差押え」に改め、同条第二項中「参加差押」を「参加差押え」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第三項及び第四項中「参加差押」を「参加差押え」に改める。

第八十九条第一項中「以下この節において同じ。」を「）又は次条第四項に規定する特定参加差押不動産（以下この節において「差押財産等」という。）」に改め、同条第三項中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第八十九条の次に次の三条を加える。

（参加差押えをした税務署長による換価）

第八十九条の二　参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る不動産（以下「参加差押不動産」という。）が第八十七条第三項（参加差押えの効力）の規定による催告をしてもなお換価に付されないときは、同項の滞納処分をした行政機関等の同意を得て、参加差押不動産につき換価の執行をする旨の決定（以下「換価執行決定」という。）をすることができる。ただし、参加差押不動産につき強制執行若しくは担保権の実行としての競売が開始されているとき、又は国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。